

岐阜県再犯防止推進計画

2019年3月

岐阜県

本書の本文は再生紙を使用しています。

目次

第1章	計画の趣旨	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の期間	2
(3)	計画の対象者	2
(4)	他の計画との関係	3
(5)	計画の構成	4
第2章	再犯防止をとりまく状況	5
(1)	再犯防止をとりまく状況	5
(2)	これまでの県の取組	9
第3章	計画の基本方針と施策体系	11
(1)	基本方針	11
(2)	施策体系	14
第4章	施策の内容	15
(1)	支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化	15
①	再犯防止推進協議会（仮称）の設置による関係機関の連携強化	
②	地域生活定着支援センターの活動の強化	
③	市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援	
(2)	支援制度の活用促進	17
①	必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援	
②	住居の確保に向けた支援	
③	保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援	
④	就労に向けた相談・支援	
⑤	学校や地域社会において再び学ぶための支援	
(3)	支援協力者の確保・支援	21
①	犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援	
(4)	県民への啓発活動	22
①	県民の理解を得るための啓発活動	
第5章	計画の推進	24

※本計画の文中に「*」がついている単語は、44 ページから掲載している用語集でそれぞれ解説しています。

第1章

計画の趣旨

(1) 計画の目的

① 再犯防止の推進とは

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）第1条において、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとされ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。再犯防止等に関する施策を推進することによって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながります。

このため、再犯防止の推進とは、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、犯罪をした者が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進するものです。

■再犯の防止等の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国等の責務)

第4条（第1項略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

② 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、国の再犯防止推進計画（2017年12月15日閣議決定）を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

（2）計画の期間

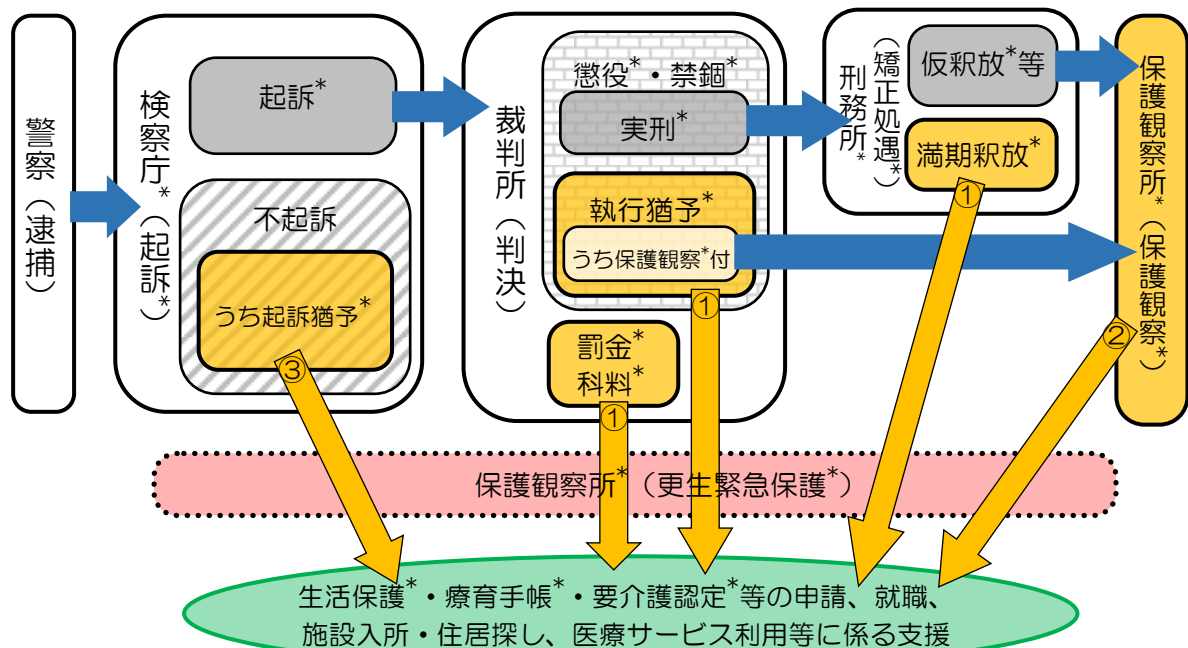
計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

（3）計画の対象者

計画の対象者は、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者（以下「犯罪をした者等」という。）としています。

【刑事司法手続きの概略イメージ】



出典：法務省

■再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

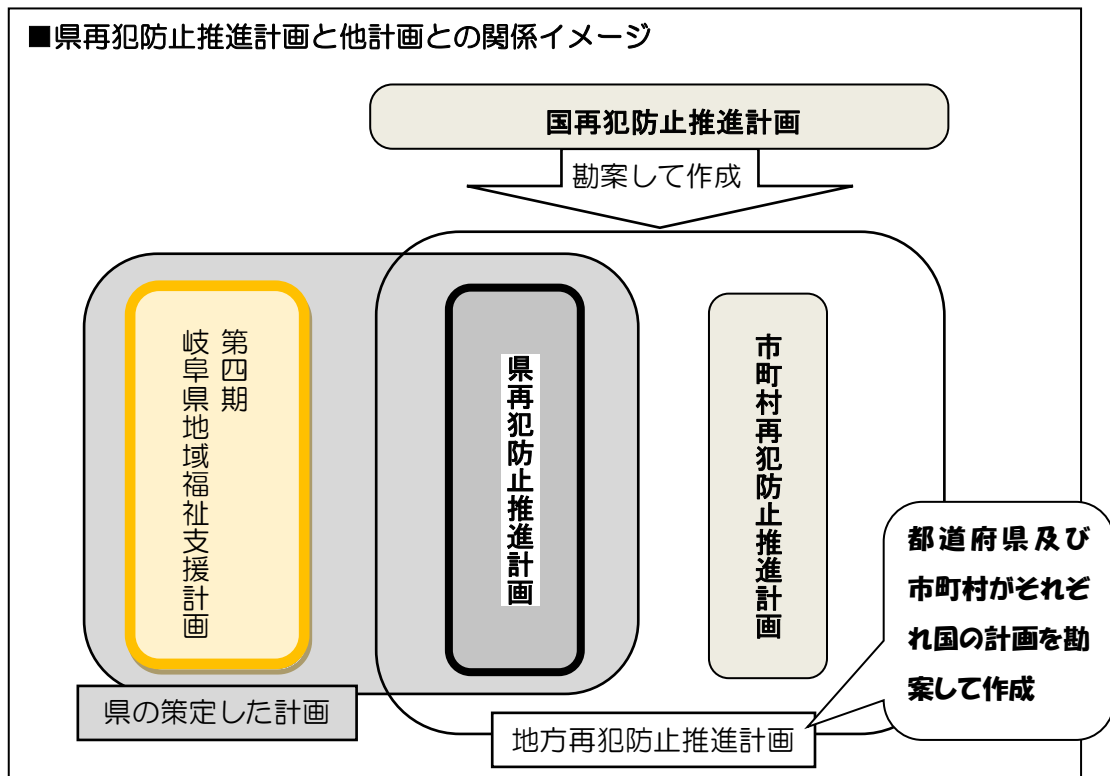
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、^①有罪判決の言渡し若しくは^②保護処分の審判を受けた者 又は^③犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

(4) 他の計画との関係

本計画は県と同様に市町村が策定する地方再犯防止推進計画とは併存する関係にあります。

県が策定する第四期岐阜県地域福祉支援計画*において、「安全・安心な地域づくりのために、犯罪をした人の再犯を防ぎ、地域に定着できるよう、再犯防止計画の推進を図ります」と明記されています。



(5) 計画の構成

第2章では、国の再犯防止推進計画の基準値を参考に本県の再犯防止を取り巻く状況を整理しました。第3章では、本計画の基本方針を設定し、基本方針に基づいた4つの柱と10の施策を掲げています。なお、この10の施策は国の再犯防止推進計画を勘案したものとなっています。第4章では、各施策について、現状と課題を分析のうえ、県としての今後の具体的な取組を記載しています。第5章では、策定した計画の主な推進方法について記載しています。参考資料では、犯罪をした者等に対する支援制度や相談窓口等を紹介しています。

第2章

再犯防止をとりまく状況

(1) 再犯防止をとりまく状況

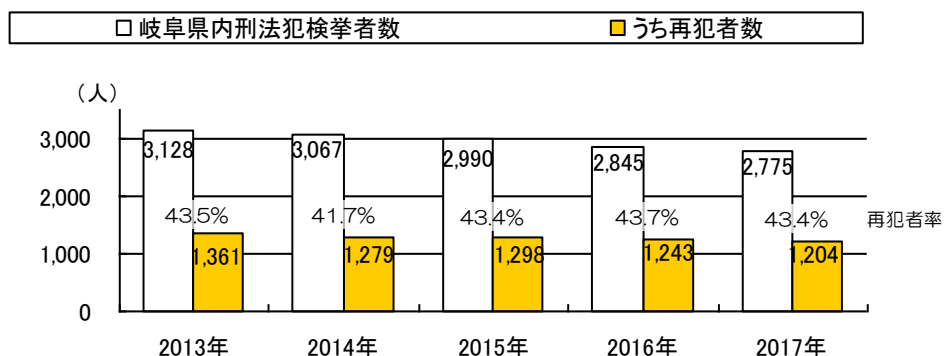
① 県内再犯者率・再入者率の状況

2017年の岐阜県内の刑法犯*検挙者2,775人のうち、再犯者は1,204人で、刑法犯*検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は43.4%となっています。

また、2017年に刑務所*、少年刑務所*及び拘置所*（以下「刑事施設*」という。）に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が岐阜県であった者は180人（男性153人、女性27人）でしたが、このうち、刑事施設*への入所度数が2度以上の再入者は93人（男性74人、女性19人）となっており、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は51.7%となっています。

2013年以降の5年間で、県内の刑法犯*検挙者はやや減少傾向にありますが、これに占める再犯者率は横ばいとなっています。

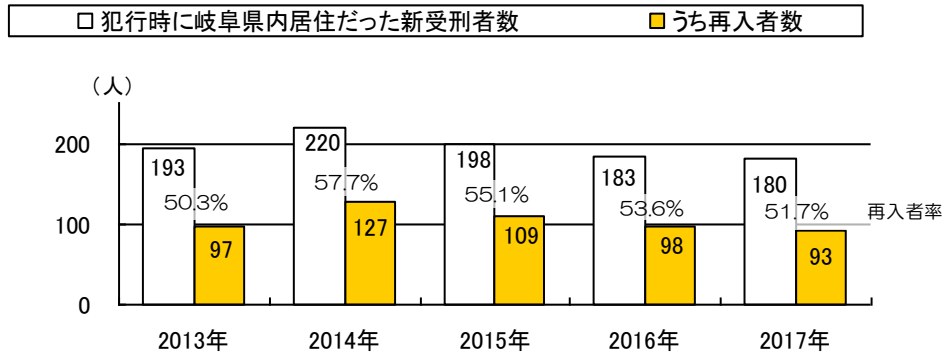
資料1 再犯者率の推移



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

資料2

再入者数及び再入者率の推移（犯行時居住地が岐阜県の者）



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

② 再入者の状況

2017年に刑事施設*に入所した者（犯行時に居住地が岐阜県であった者）180人のうち、主な罪名別の再入者率、高齢者・女性別の再入者率及び犯行時の就業状況については、次表のとおりです。

＜主な罪名＞

罪 名	犯罪時に居住地が岐阜県であった者	再入者	再入者率
覚せい剤取締法*違反	54人	41人	75.9%
性犯罪	5人	2人	40.0%
傷害・暴行	5人	2人	40.0%
窃盗	62人	32人	51.6%

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

＜高齢者・女性＞

特 性	犯罪時に居住地が岐阜県であった者	再入者	再入者率
高齢者	34人	23人	67.7%
女性	27人	19人	70.4%

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

< 犯行時の就業状況 >

特 性	犯罪時に居住地が 岐阜県であった者	再入者	再入者率
有職	34 人	23 人	67.7%
無職	27 人	19 人	70.4%

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

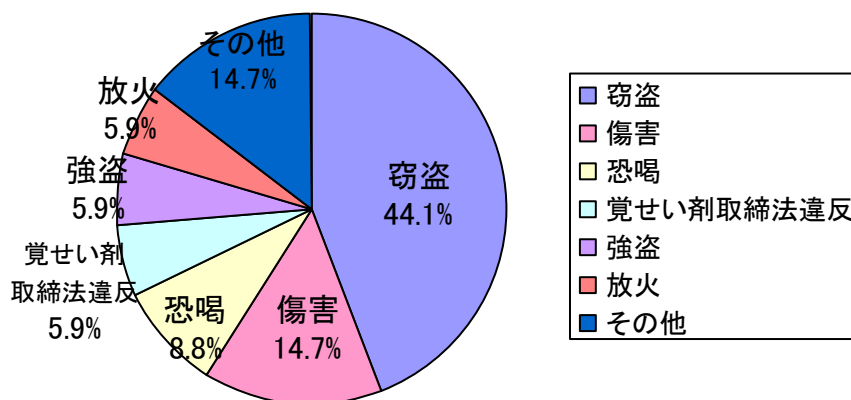
③ 子どもの非行状況

2017 年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時に居住地が岐阜県である者 34 人（男性 32 人、女性 2 人）のうち、原因となった主な非行は窃盗が 15 人で 44.1%、傷害が 5 人で 14.7%、恐喝が 3 人で 8.8%、覚せい剤取締法*違反、強盗、放火が各 2 人でそれぞれ 5.9%、その他が 5 人となっています。

また、非行時に保護観察*中の者が 34 人中の 16 人で 47.1%となっています。

被虐待経験については、虐待なしが 20 人で 58.8%、身体的虐待が 13 人で 38.3%、不詳が 1 人で 2.9%となっています。

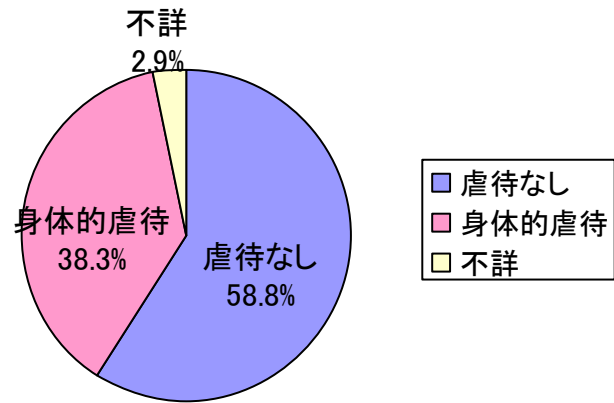
資料3 2017年に少年院*に入院した非行少年の補導原因となった主な非行（非行時の居住地が岐阜県の者）



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

資料4

2017年に少年院*に入院した非行少年の被虐待経験
(非行時の居住地が岐阜県の者)



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

(2) これまでの県の取組

① 福祉分野の取組

高齢のため又は障がい有るために福祉的な支援を必要とする「刑事施設*、少年院*、少年鑑別所*及び婦人補導院*」（以下「矯正施設*」という。ただし、地域生活定着支援センターの事業対象からは少年鑑別所*及び婦人補導院*を除く。以下同じ。）出所予定者に対して、出所後直ちに障害者手帳の取得、生活保護*の受給等の福祉サービスにつなげる準備を保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」の設置が、2009年度から全国で進められています。

県では、2010年1月に社会福祉法人岐阜県福祉事業団に委託して岐阜市の郊外に岐阜県地域生活定着支援センター*（以下「県定着支援センター」という。）を設置しました。

県定着支援センターでは保護観察所*からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援等のコーディネート業務や、矯正施設*出所後のフォローアップ業務を行っています。

また、矯正施設出所者に限らず、その家族、知人等のほか、福祉関係者からの相談も幅広く受け付けています。犯罪をした者等の関係者が犯罪の事実を踏まえて相談できる窓口は限られているため、貴重な窓口となっています。

県定着支援センター設置時から2017年度末までの実績はコーディネート業務を実施した者が127人、フォローアップを開始した者が56人、終了した者が47人、相談支援を行った者は903人となっています。

② 司法分野の取組

更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体を更生保護法人*と言います。県は、更生保護法人岐阜県共助会*及び更生保護法人洗心之家*への出捐金の拠出や、更生保護活動をしている団体等への支援をしている更生保護法人岐阜県更生保護事業協会*への補助を行っています。

③ 薬物依存症に対する取組

県では、依存症専門医療機関*及び依存症治療拠点機関*を選定し、地域における医療提供体制及び支援体制の構築を推進しています。また、依存症対策総合支援事業として、本人や家族に対する相談支援や、自助グループを含

む民間団体への支援等の連携体制の確立、受診後の患者支援に係る事業等を実施しています。

県内における精神保健福祉活動の中核的機関である岐阜県精神保健福祉センターでは、刑事司法関係機関、医療・福祉関係機関及び民間支援団体等と連携しながら薬物依存症対策に取り組んでいます。

具体的な取組としては、依存症者の家族向けに、依存症について学び自助グループを紹介する「家族教室」の開催、依存症などの心の悩みを専門の相談員が聞く「こころのダイヤル119番」を開設しています。

④ 住宅確保に対する取組

2017年7月に「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」「登録住宅の改修や入居者への経済的支援」「住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援」を3つの柱とする「住宅セーフティネット制度*」が施行されたことを受けて、2018年9月に「岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画*」を策定し、保護観察*対象者等の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進と、「岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人*」の指定により、住宅とのマッチングと家賃債務の保証や入居後の生活に関する相談等の居住支援に取り組んでいます。

⑤ 犯罪をした者及び犯罪被害者の人権啓発に対する取組

県民に向け、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深める啓発活動「社会を明るくする運動*」に、司法関係機関や民間団体等と協力して取り組んでいます。

また、「岐阜県人権施策推進指針*」において「罪を犯した人」及び「犯罪被害者等」の人権問題を取り組むべき課題の一つとして位置づけて、県民への啓発活動を実施しています。また、「岐阜県人権啓発センター」に相談窓口を設置して、人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に対応しています。

第3章

計画の基本方針と施策体系

(1) 基本方針

犯罪をした者等が、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

犯罪をした者等は、矯正施設*を出所した後、生活を立て直し、再び社会の一員となって暮らすこととなりますが、仕事や住居を確保できないなどの理由により、社会復帰が困難となり、再び犯罪をするケースが少なくありません。

犯罪をした者等が、社会に復帰するためには、何より本人の強い意志と努力が必要ですが、更生保護関係者や福祉関係者、様々な相談支援機関・団体が連携し、住居や仕事の確保、必要な医療・福祉サービスの提供に結び付けることも必要です。

また、犯罪をした者等が社会復帰し収入を得ることによって、被害者への賠償義務の履行が可能となり、転じて被害者支援の実現にもつながっていきます。

本計画は、再犯防止推進法第8条の規定に基づき、国の再犯防止推進計画が示す5つの基本方針及び7つの重点分野を勘案して策定し、本計画に基づき施策を推進することにより、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が社会的に孤立することなく、地域社会の一員として復帰することによって再犯を防止し、もって県民が犯罪の被害を受けることなく安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

■再犯の防止等の推進に関する法律

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

■国の再犯防止推進計画（2017.12.15 閣議決定）

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

(2) 施策体系

県が実施すべき施策については、再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

そこで、再犯防止推進法及び国の再犯防止推進計画を勘案したうえで、県としてなすべき施策の体系を以下のとおり整理しました。

本県再犯防止推進の施策

(1) 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化

- ① 再犯防止推進協議会（仮称）の設置による関係機関の連携強化
- ② 地域生活定着支援センターの活動の強化
- ③ 市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援

(2) 支援制度の活用促進

- ① 必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援
- ② 住居の確保に向けた支援
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援
- ④ 就労に向けた相談・支援
- ⑤ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(3) 支援協力者の確保・支援

- ① 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

(4) 県民への啓発活動

- ① 県民の理解を得るための啓発活動

第4章

施策の内容

(1) 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化

① 再犯防止推進協議会（仮称）の設置による関係機関の連携強化

1 現状と課題

犯罪をした者等に対する社会復帰のための支援は国、市町村、教育現場、民間団体において様々な形で実施されていますが、関係機関が一堂に会する機会がなく連携が十分図られていないことから、各団体単独での事業が大半を占めている状況にあります。再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするためには、刑事司法と医療・福祉と教育等の垣根を越えた連携が必要不可欠です。

そのため、保護観察所*、検察庁*、警察などの刑事司法機関と薬物依存等の治療を行う病院、高齢者・障がい者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関及び学校等の教育機関などの関係者が一堂に会して情報交換を行い、関係機関同士のネットワーク化を促す「場」を定期的に設ける必要があります。

2 具体的な取組

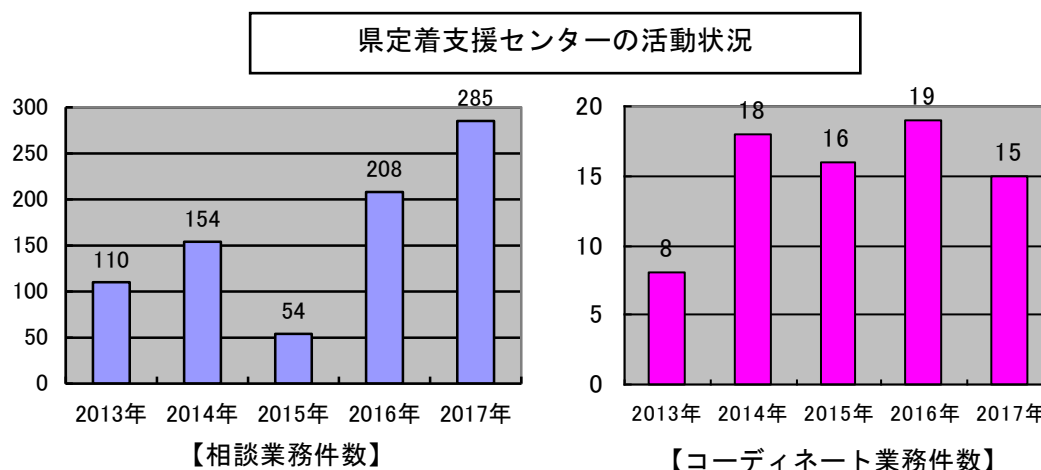
- 学識経験者、刑事司法機関、更生保護関係団体、医療・福祉関係機関、教育関係機関、雇用関係機関、市町村及び民間団体で構成する「岐阜県再犯防止推進協議会（仮称）」を設置し、関係者の情報交換・情報共有を行うとともに、再犯防止推進計画の進捗状況を検証・評価し、見直しを行います。

② 地域生活定着支援センターの活動の強化

1 現状と課題

県定着支援センターは、高齢のため又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者について、出所後直ちに福祉サービス等（居宅介護サービスの利用、社会福祉施設への入所など）につなげるための支援を、2010年1月から実施しています。

また、近年相談件数が増加しており、今後も更に相談件数の増加が見込まれることから、センターの相談体制等の充実が求められています。



2 具体的な取組

- 県定着支援センターを岐阜県福祉・農業会館内に移転・拡張し、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

③ 市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援

1 現状と課題

市町村は刑事司法機関との接点が少なく、再犯防止に関しては担当部署が決まっていない市町村もあるなど、これまでは犯罪をした者等を対象とした支援事業に積極的に取り組んでいるとは言えない状況です。一方で、市町村相談窓口における相談や無料法律相談など住民向けの相談事業や、生活困窮者自立相談支援窓口*や地域包括支援センター*が行う支援など、市町村が実施している事業で犯罪をした者等の社会復帰に有効な支援制度はいくつもあります。そのため、再犯防止の取組を県内全域に広げるためには、市町村が主体となった取組の第一歩となる地方再犯防止推進計画の策定が不可欠です。

2 具体的な取組

- 刑事司法機関と市町村の担当部署との情報共有の場を設けるなど、橋渡しを行い、県内市町村の地方再犯防止推進計画の策定を支援します。

(2) 支援制度の活用促進

① 必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援

1 現状と課題

刑事司法機関による犯罪をした者等への支援は、矯正施設*入所中か保護観察*中に限られ、刑期満了者や保護観察*終了者等に対しては地域社会の中で対応せざるを得ない状況にあります。

地域社会での支援については、市町村による相談窓口や無料法律相談窓口などにおける相談事業や、生活困窮者自立相談支援窓口*や地域包括支援センター*、依存症対策の拠点病院などにおいて様々なメニューが設けられているものの、犯罪をした者等が支援機関・団体の窓口を知らないために、支援を受けられない場合が多くなっています。

また、相談に訪れた際に次々と別の担当部署を紹介されることで、支援を受けることをあきらめてしまう事例も発生しています。

2 具体的な取組

- 県定着支援センターにおいて、医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設*出所者について、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行うとともに、犯罪をした者等及びその関係者からの相談に対応します。
- 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置付けられていないが何らかの支援を必要とする人にも対応する、ワンストップかつ包括（総合）的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。
- 市町村における包括的な相談窓口において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整等を担う「相談支援コーディネーター(仮称)*」を養成します。

② 住居の確保に向けた支援

1 現状と課題

犯罪をした者等が矯正施設*から出所した後、入所前に住んでいた住居に戻れないことがあります。その場合、生活を始めるためにも新居を確保する必要がありますが、親しい人との縁が切れていたり、知人のいない場所

に移ったために保証人が確保できずにアパート等を借りられない場合があります。

また、仮に保証人を確保できたとしても、犯罪をした者等に対する理解のある大家や住居管理者がいなければ、部屋を借りられないこととなります。

2 具体的な取組

- 犯罪をした者等を含む住宅確保要配慮者の住宅確保を支援する「住宅セーフティネット制度*」のPRに努めます。
- 住宅確保要配慮者への支援を行う岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人*を増やすとともに、住居確保要配慮者が入居できる住宅を増やします。
- 犯罪をした者等を含む高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした県営住宅の優先入居を実施します。

③ 保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援

1 現状と課題

矯正施設*を出所する者のうち、高齢又は障がいがあるために県定着支援センターを活用できる者は、必要な福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができます。それ以外の者については矯正施設*を満期出所したり、保護観察*を終了したりした場合は能動的にサポートしてくれる機関がなくなるため、自ら必要な福祉サービスを探す必要があります。

犯罪をした者等が活用できる相談窓口としては、生活困窮者自立相談支援窓口*や地域包括支援センター*及び保健所の相談窓口など複数あるものの、犯罪をした者等が出所後に、適切な窓口を探している間は、相談している間にも生活が行き詰る場合があります。

また、薬物依存症は自らの意思で治療・支援を求めない傾向にあるため、治療を始めるには家族や知人など本人以外から治療・支援機関につなぐ必要があります。

2 具体的な取組

- 県定着支援センターにおいて、医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設*出所者について、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための

支援を行うとともに、犯罪をした者等及びその関係者からの相談に対応します。（再掲）

- 県及び各市町村の各種支援制度、福祉サービスを整理し、矯正施設*を出所する者に対し、必要とする福祉サービス等に関する情報を出所前に提供できるように、刑事司法機関と定期的に情報共有できる仕組みを作ります。
- 地域における医療提供体制及び支援体制の構築を推進するとともに、本人やその家族に対する相談支援や、自助グループを含む民間団体との連携体制の確立等を行います。
- 薬物依存症者等の家族を対象に依存症についての基礎的なことを学ぶ家族教室を開催し、相談に応じます。
- 民間自助グループに委託し、休日等における薬物乱用者及びその家族からの相談対応を行います。
- 依存症の治療・支援機関と、自助グループを含む民間団体が連携した支援を、犯罪をした者等が受けられるように、広報・啓発を実施します。

④ 就労に向けた相談・支援

1 現状と課題

矯正施設*の出所後の再就職は、社会復帰のためには必要不可欠です。国では矯正施設*入所者や保護観察*対象者等に対して公共職業安定所*（ハローワーク）と連携した職業相談や職業紹介を実施していますが、2017年に岐阜県内で公共職業安定所*が支援した178人のうち、就職した者は35人で19.7%にとどまっており、更なる就労支援が必要な状況にあります。

犯罪をした者等の就労については、民間事業主が犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する「協力雇用主*制度」があります。

県内に協力雇用主*は290社（2018年4月1日現在）ありますが、そのうち刑務所出所者等を雇用しているのは8社で、被雇用者は16人ととどまるなど、犯罪をした者等と雇用主とのマッチングはなかなか進まない状況にあります。

2 具体的な取組

- 犯罪をした者等に総合人材チャレンジセンター*や生活困窮者自立相談支援窓口*等の利用の周知に努めます。
- 岐阜県シンクタンク庁舎内に設置された求職者の支援相談窓口「総合人材チャレンジセンター*（愛称：ジンチャレ!）」において、幅広い求職者からの悩みにキャリアカウンセラーが対応するほか、就職支援セミナーや合同企業説明会、弁護士による無料相談などを実施します。
- 県又は市が実施する生活困窮者の就労準備支援事業*として、身だしなみに関する助言、基本的なコミュニケーション能力の形成、就労体験の提供、模擬面接、ビジネスマナー講習など一般就労に向けた技法・知識の習得支援を行います。
- 県が保護観察*中の少年を雇用することで一定期間の就業機会を提供し、その業務の経験を踏まえ民間企業等への就職につなげるとともに、民間企業、市町村の保護観察*対象者の雇用に向けた取組を促進します。
- 刑務所*出所者等の雇用支援を行う矯正就労支援情報センター*（通称「コレワーク*」）が提供する支援サービスの活用方法について、県及び岐阜県福祉人材総合支援センター*等で検討します。

⑤ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

1 現状と課題

2018年1月から同年6月までの上半期で少年院*を出院*した者は全国に1,100人おり、そのうち義務教育段階にある者や高等学校などへの進学等を希望する者で教科指導を受けた者（以下「修学支援対象者」という。）は193人（17.5%）でした。更に修学支援対象者のうち、135人が出院*時の復学・進学を希望していたものの、復学・進学の決定を受けた者は51人ととどまります。少年院*を出院*したものの、学校への復学・進学による社会復帰を目指した子どもたちの6割以上が希望を果たせていないこととなります。

また、入院前に在籍していた学校に復学できる場合は学校側の支援も受けられますが、復学が困難な場合は通信制高校への転校などの対応が必要となります。更に、勉学と併せて生活の自立が必要な場合は、就職も必要になってきます。加えて、学校との接点を無くしている子どもについては、少年院*を出院*した後に、本人が進学・復学の手段を調べることは非常に

困難であるため、進学のための学習も含めた支援が必要になります。

2 具体的な取組

- 少年院*を出院*した者に対し、復学・進学的手段や、学習ボランティアの活用等学力向上のための支援制度に関する情報提供を行います。
- 保護観察所*や協力雇用主*等と連携し、出院*後に働いている者に対しても、定時制高校や通信教育や高等学校卒業程度認定試験*の受験などの情報を提供します。

(3) 支援協力者の確保・支援

① 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

1 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰に当たっては保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である「保護司*」が、無給の民間ボランティアとして支援をしています。具体的には「保護観察*」や「生活環境の調整*」などの支援を行っています。

岐阜県では保護司*の定員に対する充足率が96.8%(2018年1月1日現在)と47都道府県中3番目に高い割合にありますが、近年全国的な傾向として保護司*の高齢化と後継者不足が懸念されています。

また、就労については「協力雇用主*」が支援をしています。協力雇用主*については、岐阜県では290社(2018年4月1日現在)ありますが、これは47都道府県中30番目の数です。

犯罪をした者等の社会復帰を進めるには、保護司*及び協力雇用主*を増やしていく必要があります。

2 具体的な取組

- 保護観察所*及び更生保護団体等と連携して、県内の保護司*及び協力雇用主*等の確保に向けたPRに努めます。
- 更生保護サポートセンター*が県内全域で設置されるように、市町村の理解促進に努めます。
- 建設工事等様々な分野における保護観察*対象者等の雇用を行う業者の

評価について、国や他都道府県等の動向を注視しながら検討していきます。

- 更生保護法人岐阜県更生保護事業協会*が行う犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護事業に対して助成します。
- 住宅確保要配慮者への支援を行う岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人*を増やすとともに、住居確保要配慮者が入居できる住宅を増やします。（再掲）
- 少年院*を出院した者を含む子ども達への学習支援を対象とした学習支援ボランティア登録制度*のPRに努めます。

（４）県民への啓発活動

① 県民の理解を得るための啓発活動

1 現状と課題

2017年の再犯率は43.4%となっており、再犯防止の取組の推進は県内犯罪を4割強減少させることにつながります。犯行に及ぶまで存在を特定できない初犯者に対して、再犯防止は対象者が明らかなため、直接的かつ具体的な対策が取れる防犯活動とも言えます。

一方で、犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、単に犯罪をした者等へ手厚い支援を行えば良いというものでもなく、同時に犯罪被害者への十分な配慮がなければ県民の理解は得られません。

犯罪をした者等が社会復帰をするには県民の寛容と理解が必要不可欠です。再犯防止活動を「加害者支援」として受け止め、再犯防止活動そのものに批判的なご意見もありますが、犯罪をした者等との共生は避けて通れません。犯罪をした者等の社会復帰が進まなければ、加害者から被害者への賠償義務の履行もできず、結果的に孤立化・困窮化に追い込むこととなり、再び罪を犯せば、結果として新たな被害者を生むこととなります。

このような状況を打開するため、再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されました。しかし、これまで犯罪をした者等への支援は主に国の刑事司法関係機関が実施してきた

め、多くの地方公共団体が未だに法が定める責務を十分に認識しているわけではありません。

再犯防止について県民に理解してもらうには、県民との距離が近い市町村の協力と取組が必要不可欠です。そのため、県民に働きかけるとともに、施策を推進する市町村職員に再犯防止に関する理解を深めてもらうことも必要です。

2 具体的な取組

- 年間を通じた「社会を明るくする運動*」や、7月の「再犯防止啓発月間*」及び「社会を明るくする運動*強調月間」等の取組を通じて、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、県民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。
- 人権啓発フェスティバル*等において、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくす」ため、また、「犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図る」ための啓発活動を行います。
- 再犯防止に関する理解を深めるセミナーを実施します。
- 市町村の職員や、相談機関の職員を対象に、再犯防止のための支援の在り方等についてのセミナーを実施します。
- 更生保護法人岐阜県更生保護事業協会*が行う犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護事業に対して助成します。（再掲）
- 「犯罪被害者週間」(毎年11月25日～12月1日)にあわせて、犯罪被害者等を講師に招き、犯罪被害者支援講演会を開催し、命の大切さをはじめ犯罪被害者等の置かれている状況や名誉又は生活の平穏への配慮などその重要性等について、理解を深めるため啓発活動を行い、犯罪者を出さない地域社会に寄与します。

- 学識経験者、刑事司法機関、更生保護関係団体、医療・福祉関係機関、教育関係機関、雇用関係機関、市町村及び民間団体で構成する「岐阜県再犯防止推進協議会（仮称）」を設置し、関係者による情報交換・情報共有を通じて再犯防止関係機関同士のネットワーク化を図り、再犯防止のための取組を進めます。
- 犯罪をした者等が社会生活を円滑に送るため、県定着支援センターと県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、及び市町村の相談窓口との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- セミナーの開催や街頭での啓発活動を通じて、再犯防止推進計画に対する県民の理解を深めます。
- 策定した岐阜県再犯防止推進計画については、岐阜県再犯防止推進協議会（仮称）において、計画の進捗管理や評価・検証、及び新規施策の検討等を行います。

参考資料

- (1) 岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
- (2) 計画策定までのプロセス
- (3) 県内の支援サービス提供状況一覧表
- (4) 再犯防止に関する岐阜県の概況
- (5) 用語集

(1) 岐阜県再犯防止推進計画策定委員会

■岐阜県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、岐阜県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する岐阜県再犯防止推進計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、知事が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。

3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉課長をもって充てる。

4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、岐阜県社会福祉審議会及び岐阜県地域福祉対策協議会において、県計画の策定に関して意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、2018年7月12日から施行する。

この要綱は、2018年12月20日から施行する。

■岐阜県再犯防止推進計画策定委員名簿（別表1）（敬称略）

◎：委員長

分野	所属	氏名
学識経験者	朝日大学 法学部	◎ 大野 正博
	中部学院大学 人間福祉学部	柴田 純一
更生保護関係団体	岐阜県保護司会連合会	木曾 義尚
	岐阜保護観察所	小竹 小百合
	岐阜地区協力雇用主会	後藤 さとみ
	岐阜県更生保護女性連盟	田中 とも子
	更生保護法人岐阜県更生保護事業協会	林 英孝

	更生保護法人洗心之家	山田 純男
	岐阜県BBS連盟	山本 敏博
雇用関係機関	岐阜労働局	岩田 数成
その他の専門機関	医療法人杏野会各務原病院	天野 宏一
	岐阜刑務所	小山 知見
	公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター	瀧戸 八起
	岐阜地方検察庁	~H30.12.19 辻 廣恵 H30.12.20~ 山本 直明
	岐阜県弁護士会	寺本 和佳子
	NPO法人岐阜ダルク	遠山 香
	笠松刑務所	中村 光宏
	岐阜少年鑑別所	長谷川 准
	岐阜県民生委員児童委員協議会	松枝 秀顕
	岐阜県地域生活定着支援センター	山田 金吾
	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	渡辺 顕直

(計21名)

(2) 計画策定までのプロセス

2018年

3月23日 平成29年度第一回再犯防止対策推進庁内連絡会議
・法律、国の計画及び関係課の施策等の情報共有

7月20日 第一回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・計画の施策体系案、取組方針等の検討

7月 一部市町村へ聞き取り調査
・刑務所設置市町村に施策の実情を確認

8月20日 岐阜県議会厚生環境委員会委員協議会
・計画の施策体系案、取組方針、主なスケジュールを報告

9月4日 平成30年度第一回再犯防止対策推進庁内連絡会議
・第一回委員会内容報告、施策調査等への協力依頼

10月26日 第二回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・骨子案の検討

11月1日 岐阜県地域福祉対策協議会
・骨子に対する意見の聴取

11月22日 岐阜県社会福祉審議会
・骨子に対する意見の聴取

2019年
1月9日～2月7日 パブリックコメント

2月20日 第三回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会
・計画案の説明、承認

3月18日 岐阜県議会厚生環境委員会
・計画の報告

3月 計画の公表

(3) 県内の支援サービス提供状況一覧表

○岐阜県地域生活定着支援センター*

保護観察所*からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に関する申請支援等のコーディネート業務や、矯正施設*（ただし、県定着支援センターの事業対象からは少年鑑別所*及び婦人補導院*を除く。）出所後のフォローアップ業務を行っています。

また、矯正施設*出所者に限らず、その家族、知人等のほか、福祉関係者からの相談も幅広く受け付けています。

所在地	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
連絡先	Tel:058-213-8820 Mail:teichaku@gifu-fukushi.jp
開所時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (土、日、祝日、年末年始は休み)

○岐阜県精神保健福祉センター*

依存症者の家族向けに、依存症の理解と家族のかかわり方を学ぶ「家族教室」の開催や、依存症などの心の悩みを専門の相談員が聞く「こころのダイヤル119番」を開設しています。

【センターによる精神保健福祉相談】

所在地	岐阜市鷺山向井 2563-18（岐阜県障がい者総合相談センター内）
連絡先	058-231-9724（土・日・祝日・年末年始は休み）
相談対応	【来所相談】月・水・木・金曜日 午前中（※事前に電話予約が必要） 【電話相談】月曜日から金曜日 9時～17時

【こころのダイヤル119番】

連絡先	058-233-0119
相談受付	月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） 10時～12時、13時～16時

○岐阜県総合人材チャレンジセンター*（愛称：シンチャレ！）

シンチャレ！では、若年層から中・高齢者まで多様な方々の仕事探しをお手伝いするため、専門のキャリアカウンセラーによる就職相談や、就職活動に役立つセミナーを開催するほか、企業とのマッチングの機会を提供するなど、きめ細かな就職支援を行っています。

所在地	岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階
業務時間	月曜日～土曜日 9:15～18:00（日、祝日、年末年始は休み）
電話番号	058-278-1146
FAX	058-278-1148
留意事項	電話、メールでの相談は行っておりません。予約優先となります。

○岐阜県福祉人材総合支援センター*

福祉人材総合支援センターでは、福祉人材の確保・定着に向け、福祉人材無料職業紹介事業をはじめ、就職合同説明会や講習会の実施、普及啓発活動など様々な事業に取り組んでいます。

また、福祉従事者の資質向上を図るため、生涯研修課程や課題別研修など様々な研修事業を実施しています。

所在地	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
業務時間	平日 9時～17時（土、日、祝日、年末年始は休み）
電話番号	058-276-2510
FAX	058-276-2571

○岐阜県人権啓発センター

人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に対応する窓口を開設しています。

所在地	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 6階（北側）
業務時間	平日 9時～17時（土、日、祝日、年末年始は休み）
電話番号	058-272-8252（直通）
FAX	058-278-2615
相談方法	電話、郵便、面談など ※秘密厳守です。匿名の相談に応じます。予約の必要はありません。 ※なお、当センターでは当事者間への介入や指導を行う法的権限はございませんので、必要な情報の提供と、関係機関の紹介、連絡を行います。

○市福祉事務所、町村福祉関係課等

福祉に関することで困ったこと、相談したいことがありましたら、まずはお住まいの地域にある福祉事務所又は福祉関係課にお問い合わせください。

(1) 市福祉事務所

福祉事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜市福祉事務所	500-8701	岐阜市今沢町 18	058-265-4141
大垣市社会福祉事務所	503-8601	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111
高山市社会福祉事務所	506-8555	高山市花岡町 2-18	0577-35-3139
多治見市社会福祉事務所	507-8703	多治見市日ノ出町 2-15	0572-22-1111
関市社会福祉事務所	501-3894	関市若草通 3-1	0575-22-3131
中津川市社会福祉事務所	508-8501	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111
美濃市福祉事務所	501-3792	美濃市 1350	0575-33-1122
瑞浪市福祉事務所	509-6195	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111
羽島市社会福祉事務所	501-6292	羽島市竹鼻町 55	058-392-1111
恵那市福祉事務所	509-7292	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市福祉事務所	505-8606	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
土岐市福祉事務所	509-5192	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111
各務原市福祉事務所	504-8555	各務原市那加桜町 1-69	058-383-1126

福祉事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
可児市福祉事務所	509-0292	可児市広見 1-1	0574-62-1111
山県市福祉事務所	501-2192	山県市高木 1000-1	0581-22-6837
瑞穂市福祉事務所	501-0293	瑞穂市別府 1288	058-327-4123
飛騨市福祉事務所	509-4221	飛騨市古川町若宮 2-1-60	0577-73-7483
本巣市福祉事務所	501-0494	本巣市下真桑 1000	058-323-7752
郡上市福祉事務所	501-4297	郡上市八幡町島谷 228	0575-67-1811
下呂市福祉事務所	509-2517	下呂市萩原町萩原 1166-8	0576-52-3936
海津市福祉事務所	503-0495	海津市南濃町駒野奥条 入会地 99-2	0584-55-0111

(2) 町村福祉関係課

町村名 課名	郵便番号	所在地	電話番号
岐南町福祉課	501-6197	羽島郡岐南町八剣 7-107	058-247-1348
笠松町健康介護課	501-6181	羽島郡笠松町司町 1	058-388-7171
北方町福祉健康課	501-0492	本巣郡北方町北方 1323-5	058-323-1119
養老町健康福祉課	503-1392	養老郡養老町高田 798	0584-32-1105
垂井町健康福祉課	503-2193	不破郡垂井町 1532-1	0584-22-1151
関ヶ原町健康増進課	503-1592	不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原 894-58	0584-43-3201

町村名 課名	郵便番号	所在地	電話番号
神戸町健康福祉課	503-2392	安八郡神戸町大字神戸 1111	0584-27-3111
輪之内町福祉課	503-0292	安八郡輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3111
安八町福祉課	503-0198	安八郡安八町氷取 161	0584-64-7104
揖斐川町福祉課	501-0692	揖斐郡揖斐川町三輪 133	0585-22-2111
大野町福祉課	501-0592	揖斐郡大野町大字大野 80	0585-34-1111
池田町健康福祉課	503-2492	揖斐郡池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
坂祝町福祉課	505-8501	加茂郡坂祝町取組 46-18	0574-26-7111
富加町福祉保健課	501-3392	加茂郡富加町滝田 1511	0574-54-2183
川辺町住民課	509-0393	加茂郡川辺町中川辺 1518-4	0574-53-2513
七宗町住民課	509-0492	加茂郡七宗町上麻生 2442-3	0574-48-1112
八百津町健康福祉課	505-0301	加茂郡八百津町八百津 3827-1	0574-43-2111
白川町保健福祉課	509-1192	加茂郡白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村保健福祉センター	509-1302	加茂郡東白川村神土 692-2	0574-78-2100
御嵩町福祉課	505-0192	可児郡御嵩町御嵩 1239-1	0574-67-2111
白川村村民課	501-5692	大野郡白川村鳩谷 517	05769-6-1311

○地域包括支援センター*

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
岐阜市地域包括支援センター 中央北	岐阜市京町2-12	058-213-0128
岐阜市地域包括支援センター 中央西	岐阜市昭和町2-10-3	058-215-7616
岐阜市地域包括支援センター 白梅華	岐阜市長旗町2-19	058-266-8388
岐阜市地域包括支援センター 島城西	岐阜市西島町2-11	058-232-5088
岐阜市地域包括支援センター 清流	岐阜市鷺山向井2563-1 8-5	058-201-6204
岐阜市地域包括支援センター 西部	岐阜市寺田7-97	058-251-6541
岐阜市地域包括支援センター 岐北	岐阜市黒野176-5	058-234-3933
岐阜市地域包括支援センター 長良	岐阜市長良2977-3-1	058-231-8188
岐阜市地域包括支援センター 北部	岐阜市南蝉2-122 北川ビル1F	058-295-4510
岐阜市地域包括支援センター 岩野田	岐阜市粟野東5-173-1	058-214-4640
岐阜市地域包括支援センター 北東部	岐阜市岩井4-10-1	058-241-7003
岐阜市地域包括支援センター 三里本荘	岐阜市本荘2938-1 江崎ビル1F	058-215-7655
岐阜市地域包括支援センター 精華	岐阜市鏡島南1-1-10	058-252-3066
岐阜市地域包括支援センター 境川	岐阜市中鶉3-14	058-276-1163

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
岐阜市地域包括支援センター 南部	岐阜市茜部菱野1-65-2 河八ビル1-B号室	058-275-0173
岐阜市地域包括支援センター 厚見	岐阜市東明見町17-1	058-214-4001
岐阜市地域包括支援センター 長森南	岐阜市蔵前4-19-5	058-247-8160
岐阜市地域包括支援センター 長森	岐阜市塩町2-32	058-245-2855
岐阜市地域包括支援センター 東部	岐阜市芥見3-175-1	058-243-0593
大垣市地域包括支援センター	大垣市丸の内2-29	0584-82-1166
地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	大垣市馬場町124	0584-77-2255
大垣市地域包括支援センター お勝山	大垣市牧野町2-150-1	0584-71-5536
大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	大垣市中川町4-668-1	0584-82-1701
高山市地域包括支援センター	高山市花岡町2-18	0577-35-2940
太平地域包括支援センター	多治見市太平町2-39-1 総合福祉センター	0572-25-1135
滝呂地域包括支援センター	多治見市滝呂町10-87- 4 サンホーム滝呂	0572-24-5562
南姫地域包括支援センター	多治見市大針町字台80-2 ふれあいセンター姫	0572-20-2021
笠原地域包括支援センター	多治見市笠原町2900-6 かさはら福祉センター	0572-45-0007
精華地域包括支援センター	多治見市十九田町1-10 ニコニコ支援センター精華	0572-25-2511
北栄地域包括支援センター	多治見市旭ヶ丘7-15-1 養護老人ホーム多容荘	0572-27-2211

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
関市中央第1地域包括支援センター	関市本町6-24	0575-23-0660
関市中央第2地域包括支援センター	関市下有知5367-4	0575-23-5320
関市中央第3地域包括支援センター	関市下白金912-1	0575-28-2208
関市中央第4地域包括支援センター	関市稲口845	0575-24-8580
関市西地域包括支援センター	関市武芸川町八幡1155-5	0575-45-1007
関市東地域包括支援センター	関市富之保4096-1	0575-40-1237
中津川市地域包括支援センター	中津川市かやの木町2-5	0573-66-1111
中津川市瀬戸の里地域包括支援センター	中津川市瀬戸1387-8	0573-66-6999
中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター	中津川市落合996-1	0573-61-0009
中津川市シクラメン地域包括支援センター	中津川市阿木2811-1	0573-63-3202
中津川市北部地域包括支援センター	中津川市福岡714-2	0573-76-1028
美濃市地域包括支援センター	美濃市1350	0575-33-1122
瑞浪市地域包括支援センター	瑞浪市上平町1-1	0572-68-2111
羽島市地域包括支援センター	羽島市福寿町浅平3-25 羽島市福祉ふれあい会館内	058-394-2521
恵那市地域包括支援センター	恵那市長島町正家1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市西部長寿支援センター	美濃加茂市前平町1-257	0574-24-7007

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
美濃加茂市中部長寿支援センター	美濃加茂市田島町1-31	0574-49-8591
美濃加茂市東部長寿支援センター	美濃加茂市下米田町東栃井81-2	0574-50-1777
土岐市地域包括支援センター	土岐市土岐津町土岐口2101	0572-54-1111
土岐市西部地域包括支援センター	土岐市下石町1060	0572-57-6661
土岐市東部地域包括支援センター	土岐市駄知町1858-2	0572-59-8678
各務原市地域包括支援センター - 社会福祉協議会	各務原市那加桜町2-163	058-383-7624
各務原市地域包括支援センター - 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市場町7-285-1	058-371-3081
各務原市地域包括支援センター - つつじ苑	各務原市大佐野町2-58	058-371-2226
各務原市地域包括支援センター - カーサ・レスパート	各務原市各務6803-1	058-381-3800
各務原市地域包括支援センター - フェニックス・かかみ野	各務原市鶴沼各務原町6-50	058-384-8844
各務原市地域包括支援センター - ジョイフル各務原	各務原市鶴沼小伊木町3-170-1	058-379-2521
各務原市地域包括支援センター - リバーサイド川島園	各務原市川島河田町1348	0586-89-2979
可児市地域包括支援センター	可児市広見1-1	0574-62-1111
可児市東部地域包括支援センター	可児市久々利1527 久々利苑内	0574-64-5115
可児市西部地域包括支援センター	可児市土田900 可児とうのう病院附属介護老人保健施設内	0574-66-7171
可児市南部地域包括支援センター	可児市塩河2709-1 春里苑内	0574-66-6722

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
可児市北部地域包括支援センター	可児市今渡682-1 福祉センター内	0574-63-6200
山県市地域包括支援センター	山県市高木1000-1	0581-22-6838
山県市北部地域包括支援センター	山県市中洞420-2	0581-52-3340
瑞穂市池田町地域包括支援センター	瑞穂市別府1283	058-327-4118
飛騨市地域包括支援センター	飛騨市古川町若宮2-1-60	0577-73-6233
本巣市地域包括支援センター	本巣市下真桑1199-1	058-324-5166
郡上市地域包括支援センター	郡上市八幡町島谷228	0575-67-0008
下呂市地域包括支援センター	下呂市萩原町萩原1166-8	0576-53-2100
海津市地域包括支援センター	海津市海津町高須515	0584-53-3030
岐南町地域包括支援センター	羽島郡岐南町八剣7-107	058-247-1312
笠松町地域包括支援センター	羽島郡笠松町長池408-1	058-388-7133
養老町地域包括支援センター	養老郡要領町石畑523	0584-33-0270
垂井町地域包括支援センター	不破郡垂井町1532	0584-22-1151
関ヶ原町地域包括支援センター	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 国保保健福祉総合施設 やすらぎ内	0584-43-3201
神戸町地域包括支援センター	安八郡神戸町大字神戸1111	0584-27-1158
輪之内町地域包括支援センター	安八郡輪之内町四郷2530-1	0584-68-2766

地域包括支援センター名	所在地	電話番号
安八町地域包括支援センター	安八郡安八町水取161	0584-64-7104
揖斐川町地域包括支援センター	揖斐郡揖斐川町三輪133	0585-23-1341
大野町地域包括支援センター	揖斐郡大野町大野80	0585-34-1111
池田町地域包括支援センター	揖斐郡池田町本郷1628-2	0585-45-8123
北方町地域包括支援センター	本巣郡北方町長谷川1-1	058-323-5540
坂祝町地域包括支援センター	加茂郡坂祝町取組46-18	0574-25-7575
富加町地域包括支援センター	加茂郡富加町滝田1545	0574-54-2184
川辺町地域包括支援センター	加茂郡川辺町中川辺1518-4	0574-53-2513
七宗町地域包括支援センター	加茂郡七宗町上麻生2152-1	0574-48-2046
八百津町地域包括支援センター	加茂郡八百津町八百津3827-1	0574-43-3267
白川町地域包括支援センター	加茂郡白川町坂ノ東5770	0574-79-0033
東白川村地域包括支援センター	加茂郡東白川村神土692-2 保健福祉センター内	0574-78-2100
御嵩町地域包括支援センター	可児郡御嵩町御嵩1239-1	0574-67-2111
白川村地域包括支援センター	大野郡白川村鳩谷517	05769-6-1311

(2018年4月1日現在)

○生活困窮者自立相談支援窓口*

現在生活保護*を受給していないものの、生活保護*に至る可能性がある方で、自立が見込まれる方に対して以下の支援を行います。

- (1) 生活困窮者の相談を受けて、多様で複合的な課題を評価・分析し、そのニーズを把握します。
- (2) ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、相談者ごとの支援を盛り込んだ自立支援計画（プラン）を策定します。
- (3) プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。

なお、自立支援の対象とならない場合でも、相談者に必要な支援窓口へのつなぎを行います。

区域	窓口名	所在地 電話番号
岐阜市	岐阜市生活・就労サポートセンター	岐阜市神田町 1-11 058-265-3777
大垣市	大垣市生活支援相談センター	大垣市馬場町 124 0584-75-0014
高山市	高山市福祉サービス総合相談支援センター	高山市花岡町 2-18 0577-35-3002
多治見市	生活自立支援センター	多治見市太平町 2-39-1 0572-24-3502
関市	関市生活支援相談室	関市若草通 2-1 0575-21-1001
中津川市	中津川市生活相談センター ういず	中津川市かやの木町 2-5 0573-66-1111
美濃市	美濃市生活困窮者自立相談支援窓口	美濃市 1350 0575-33-1122
瑞浪市	生活困窮者自立相談支援窓口	瑞浪市樽上町 1-77 0572-68-4148
羽島市	羽島市役所福祉課	羽島市竹鼻町 55 058-392-1111
恵那市	恵那市生活・就労サポートセンター	恵那市大井町 727-1 0573-25-6424（社協内窓口） 0573-26-2214（市役所内窓口）
美濃加茂市	美濃加茂市自立相談窓口	美濃加茂市太田町 3431-1 080-2663-2709
土岐市	生活・就労サポート土岐	土岐市土岐津町土岐口 2101 0572-54-1111
各務原市	生活相談センターさぼーと	各務原市那加桜町 2-163 058-383-7610

区域	窓口名	所在地 電話番号
可児市	可児市生活サポートセンター	可児市今渡 682-1 0574-61-2525
山県市	生活困窮者自立相談支援窓口	山県市高木 1000-1 0581-22-6837
瑞穂市	瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター	瑞穂市別府 1283 058-327-8610
飛騨市	飛騨市生活支援相談	飛騨市古川町若宮 2-1-60 0577-73-6233
本巣市	本巣市社会福祉協議会 地域福祉課	本巣市上保 1261-4 058-320-0531
郡上市	ふくし相談支援センター	郡上市大和町徳永 585 0575-88-9988
下呂市	生活サポート相談センターすまいるげろ	下呂市森 883-1 0576-23-0783
海津市	海津市くらしサポートセンター	海津市海津町高須 515 0584-52-1710 0120-108-022 (フリーダイヤル)
岐南町 笠松町 北方町	岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (岐阜地域)	岐阜市下奈良 2-2-1 058-268-6187 0800-200-2536 (フリーダイヤル)
養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町	岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (西濃地域)	大垣市江崎町 422-3 0584-83-2011 0800-200-2532 (フリーダイヤル)
揖斐川町 大野町 池田町	岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (揖斐地域)	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 0585-21-1811 0800-200-2537 (フリーダイヤル)
坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 白川村	岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (中濃・飛騨地域)	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 0574-24-3115 0800-200-2538 (フリーダイヤル)

(2018年4月1日現在)

○岐阜県内の定時制高校一覧

校 名	所 在 地
岐阜県立華陽フロンティア高等学校	岐阜市西鶉 6-69
岐阜県立岐阜商業高等学校	岐阜市則武新屋敷 1816-6
岐阜県立岐阜工業高等学校	羽島郡笠松町常盤町 1700
岐阜県立大垣商業高等学校	大垣市開発町 4-300
岐阜県立大垣工業高等学校	大垣市南若森町 301-1
関市立関商工高等学校	関市桐ヶ丘 1-1
岐阜県立加茂高等学校	美濃加茂市本郷町 2-6-78
岐阜県立東濃フロンティア高等学校	土岐市泉町河合 1127-8
岐阜県立中津高等学校	中津川市中津川 1088-2
中津川市立阿木高等学校	中津川市阿木 119
岐阜県立飛騨高山高等学校	高山市下岡本町 2000-30

(2018年4月1日現在)

○岐阜県内の通信制高校一覧

校 名	所 在 地
岐阜県立華陽フロンティア高等学校	岐阜市西鶉 6-69
学校法人電波学園ぎふ国際高等学校	岐阜市橋本町 3-9
学校法人石井学園啓晴高等学校	岐阜市高砂町 2-8
学校法人石井学園城南高等学校	岐阜市細畑 1-10-14
学校法人平野学園清凌高等学校	大垣市清水町 65-3
学校法人安達学園中京学院大学附属 中京高等学校	瑞浪市土岐町 7074-1
岐阜県立飛騨高山高等学校	高山市下岡本町 2000-30

(2018年4月1日現在)

(4) 再犯防止に係る岐阜県の概況

項 目	状 況	出 典
岐阜県内刑法犯*検挙者数 (1)	2,775 人	警察本部統計
(うち、再犯者数) (2)	1,204 人	警察本部統計
再犯者率 ((2) / (1))	43.4%	
刑事施設*入所者のうち、犯罪時の居住地が岐阜県内だった者	180 人	法務省提供資料
(うち、入所度数 2 度以上の者)	93 人/180 人 51.7%	法務省提供資料
(うち、覚せい剤取締法*違反による再入者数、入所者数、再入所者率)	41 人/54 人 75.9%	法務省提供資料
(うち、窃盗による再入者数、入所者数、再入所者率)	32 人/62 人 51.6%	法務省提供資料
(うち、傷害・暴行による再入者数、入所者数、再入所者率)	2 人/5 人 40.0%	法務省提供資料
(うち、性犯罪による再入者数、入所者数、再入所者率)	2 人/5 人 40.0%	法務省提供資料
満期出所者で県内帰住希望だった者	64 人	岐阜保護観察所* 提供資料
岐阜保護観察所*管内で保護観察に付された者	469 人	保護統計
(うち、保護観察*の処分を受けた非行少年【1号観察*】)	208 人	保護統計
(うち、少年院*からの仮退院者【2号観察*】)	38 人	保護統計
(うち、刑事施設*からの仮釈放*者【3号観察*】)	189 人	保護統計
(うち、保護観察*付執行猶予*者【4号観察*】)	34 人	保護統計
犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者(起訴猶予*者)	6,916 人	検察統計

※2017 年実績値

(5) 用語集

本計画における用語は以下の意味で使用しています。

(数字→50音順)

	用語	意味
数	1号観察	家庭裁判所の決定により保護処分に付された者に対する保護観察*（更生保護法第48条第1号）
	2号観察	地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察*（更生保護法第48条第2号）
	3号観察	地方更生保護委員会の決定により仮釈放*を許された者に対する保護観察*（更生保護法第48条第3号）
	4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察*に付された者に対する保護観察*（更生保護法第48条第4号）
イ	依存症専門医療機関	依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関として県で選定している医療機関
	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関*のうち、治療拠点となる医療機関として県で選定している医療機関
カ	学習ボランティア登録制度	岐阜県の子どもたちの健全な成長やそれを阻む貧困問題に関心ある住民等で、ひとり親家庭や生活困窮家庭を対象にした子どもたちに対する学習支援活動を行う意欲のある人を、「学習支援ボランティア」として登録する制度
	覚せい剤取締法	覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とした法律
	仮釈放	刑事施設*に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度。なお、仮釈放*などの期間中は保護観察*に付される。
	科料	刑罰として、ある金額をとりたてるもの。軽い犯罪に科する。額は千円以上一万円未満。（刑法第17条） （行政罰の「過料」とは異なる。）
キ	起訴	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であって、その訴追が必要であると判断する場合には、裁判所に起訴状を提出して起訴する。
	起訴猶予	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。
	岐阜県住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則及び岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に定められている。

	<p>【法律に規定されている者】 低額所得者（月収15,8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子ども（18歳の年度末まで）を養育している者</p> <p>【施行規則に規定されている者】 外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、更生保護対象者、生活困窮者、東日本大震災その他の著しく以上かつ激甚な非常災害による被災者</p> <p>【計画で定める者】 U・I・Jターンによる転入者、ひとり親世帯、新婚世帯（婚姻届提出後2年以内。事実婚を含む。）、児童養護施設退所者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある者に限る。）、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者</p>
岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するものとして岐阜県が指定する法人
岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の方々への賃貸住宅の円滑な供給を促進することを目的に、平成30年度からの8年間を計画期間として作成する計画
岐阜県人権施策推進指針	県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものであって、「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを基本理念としている。
岐阜県精神保健福祉センター	県内における精神保健福祉活動の中核的機関として県民の精神的健康の保持増進を図るとともに、こころの病の予防から精神障がい者の社会復帰に至るまでの課題について、専門的かつ総合的に対応している。
岐阜県地域生活定着支援センター	高齢又は、障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設*退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所*と協働して進める事業を実施している。
岐阜県地域福祉支援計画	地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援することを目的に、社会福祉法第108条の規定に基づいて策定する計画
岐阜県福祉人材総合支援センター	深刻な担い手不足が続く福祉の職場に人を呼び込むとともに、人材のスキルアップや定着支援の実施、福祉業界のイメージアップにつながる啓発や情報提供、研修情報の一元的発信などに取り組む福祉人材の総合的な支援拠点
矯正施設	刑事施設*、少年院*、少年鑑別所*及び婦人補導院*を合わせて矯正施設と呼ぶ。

矯正就労支援 情報センター	<p>矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク*」という。）は、前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために法務省が設置し、雇用のマッチングを進めている。</p> <p>具体的には、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、以下の3つのサービスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用情報提供サービス <ul style="list-style-type: none"> ・全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理 ・事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設*を素早く紹介 ●採用手続き支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の矯正施設*での採用手続きを広くサポート ●就労支援相談窓口サービス <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する各種支援制度の案内 ・事業主に対する矯正施設*見学会、矯正 	
矯正処遇	<p>受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導。</p>	
協力雇用主	<p>犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所*出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主</p>	
禁錮	<p>禁錮は、刑事施設*に拘置することであって、所定の作業義務を科さない刑罰のうち長期のもの（刑法第13条）</p>	
ケ	刑事施設	<p>刑務所*、少年刑務所*及び拘置所*を合わせて刑事施設と呼ぶ。</p>
刑法犯	<p>刑法及び次の特別法※の罪並びに道路上の交通事故に係るもの以外の危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、業務上過失傷害及び重過失傷害をいう。</p> <p>【特別法※】</p> <p><1>爆発物取締罰則 <2>決闘罪に関する件 <3>暴力行為等処罰に関する法律 <4>盗犯等の防止及び処分に関する法律 <5>航空機の強取等の処罰に関する法律 <6>航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 <7>人質による強要行為等の処罰に関する法律 <8>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 <9>火炎びんの使用等の処罰に関する法律 <10>流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法 <11>サリン等による人身被害の防止に関する法律 <12>公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律 <13>公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律</p>	
刑務所	<p>主として受刑者を収容し、処遇を行う施設</p>	
検察庁	<p>警察から送致された事件等について、捜査し、起訴*・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督する。</p>	

コ	公共職業安定所	職業安定法第8条第1項の規定により設置されている、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する厚生労働省の機関。通称「ハローワーク」と呼ばれている。
	更生緊急保護	刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者(満期釈放*者、起訴猶予*者等)が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、保護観察所*長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。
	更生保護サポートセンター	保護司*・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し、開設している。ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司*の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。 また、保護司*を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。
	更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊所の提供、帰住のあつ旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業の啓発等を行っている。
	更生保護法人 岐阜県共助会	男性向けの更生保護施設「光風荘」を設置経営している。また、被保護者に対して生活相談や規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助を行っている。
	更生保護法人 岐阜県更生保護事業協会	更生保護事業への賛助会員等の理解・協力者の発掘や更生保護事業の広報等に力を注ぐとともに、県内更生保護関係団体の円滑な運営を支援している。
	更生保護法人 洗心之家	女性向けの更生保護施設「洗心之家」を設置経営している。また、被保護者に対して生活相談を行っている。
	拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設。
	高等学校卒業 程度認定試験	様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することが可能。 (平成16年度までは大学入学資格検定(大検)と呼ばれていた。)
	コレワーク	「矯正就労支援情報センター*」の通称。 (※詳細は「矯正就労支援情報センター*」の項を参照)
サ	再犯防止啓発 月間	再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められている。

シ	実刑	裁判で言い渡される懲役*・禁錮*等身体の拘束を伴う刑。
	執行猶予	<p>「執行猶予」は刑の執行が猶予された状態。猶予されている期間は、刑務所に入ることはない。執行猶予に付された人が再び罪を犯したりすることなく、その猶予期間を無事に過ごしたときは、刑の言渡しそのものが効力を失い、将来まったくその刑の執行を受けることがなくなる。</p> <p>しかし、猶予期間内に再び犯罪をするなどしたときは「猶予」が取り消され、刑務所*に入ることとなる。</p> <p>「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。</p> <p>以前に懲役*刑や禁錮*刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす者が、判決で3年以下の懲役もしくは禁錮*又は罰金*の言渡しを受けたときは、情状により、刑の全部の執行（刑務所*に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することが可能。</p> <p>また、同様に3年以下の懲役*又は禁錮*の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することが可能。</p>
	社会を明るくする運動	「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2018年で68回目を迎えた。
	住宅セーフティネット制度	<p>「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴って始まった制度であって、高齢者や障がい者、所得の低い方等住宅の確保に配慮が必要な方（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対して、空き家・空き室を活用し住宅セーフティネット機能を強化する制度で、次の3本の柱から成り立っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援
	就労準備支援事業	一定の能力はあるものの離職期間や未就労期間の長期化等により就労意欲が低く、日常生活面や社会生活面で課題を抱えた生活困窮者に対し、寄り添いながら日常生活・社会生活の自立と就労意欲の喚起及び就労自立を図ることを目的とした事業
	出院	退院又は仮退院の事由により少年院*を出ること
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所	少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容さ

		れる者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
	少年刑務所	主に懲役*、禁錮*又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇等を行う(ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。)ことを業務とする法務省所管の施設。
	人権啓発フェスティバル	国際連合では、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」と定め、日本では、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」としている。すべての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていくために、全国各地で人権啓発活動が実施されている中で、岐阜県が開催する啓発活動が「人権啓発フェスティバル」になる。
	身体障害者手帳	障がいの程度により1級から6級までの等級の区分がある。等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定。
セ	生活環境の調整	刑事施設*や少年院*などの矯正施設*に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放*等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すこと。
	生活困窮者自立相談支援窓口	自立相談支援機関の相談支援員が、生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う窓口
	生活保護	生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、国が国民の最低限度の生活を保障する制度。
ソ	総合人材チャレンジセンター	「ジンチャレ!」の愛称で呼ばれる同センターは、岐阜県中小企業総合人材確保センターの就労支援部門。若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する悩みなどに、キャリアカウンセラーが対応している。
	相談支援コーディネーター(仮称)	市町村における包括的な相談窓口において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整等を行う人
チ	地域包括支援センター	各市町村において、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
	懲役	懲役は、刑事施設*に拘置して所定の作業を行わせること。(刑法第12条)
ハ	罰金	罰金は裁判により刑罰として科せられたものであり、必ず、所定の期間内に検察庁に納付しなければならない。額は1万円以上となるが、1万円未満に減額することも可能。(刑法第15条)
フ	婦人補導院	売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適應させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行い、

		社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている国立の施設。補導処分の期間は6か月。
ホ	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。保護観察処分少年、少年院*仮退院者、仮釈放*者、保護観察付執行猶予*者及び婦人補導院*仮退院者の計5種の人がある対象となる。
	保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、(1)保護観察*、(2)生活環境の調整*、(3)更生緊急保護*、(4)恩赦の上申、(5)犯罪予防活動などの事務を行っている。 また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、(1)生活環境の調査、(2)生活環境の調整*、(3)精神保健観察などの事務もしている。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察*に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設*や少年院*から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
マ	満期釈放	仮釈放にはならず、全ての刑期を満了して釈放されること。
ヨ	要介護認定	介護が必要な程度により7段階に区分認定される。段階によって利用できるサービスが異なる。
リ	療育手帳	知的障害者に対する援助、相談その他の措置を円滑に実施するため、知能指数がおおむね70以下の知的障害者を対象に交付する手帳。 療育手帳には、障がいの程度によりA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分がある。 手帳の交付は県知的障害者更生相談所で行っている。

※出典：法務省ホームページ、裁判所ホームページ、厚生労働省ホームページ、文部科学省ホームページ、岐阜県ホームページ

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議